

# 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	（人事課）	一
○特別支援教育将来構想審議会条例	（教育庁特別支援教育部室）	一
○文化財保護審議会条例の一部を改正する条例	（教育庁文化財保護課）	二
○知事等及び職員給与の特例に関する条例	（人事課）	三
○特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	（同）	三
○職員給与に関する条例等の一部を改正する条例	（同）	四
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	（職員厚生課）	四
○手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	五
○県立学校条例の一部を改正する条例	（教育庁高校教育課）	二二
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	（警察本部生活環境課）	二二
○核燃料税条例の一部を改正する条例	（税務課）	二三
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市町村課）	二四
○事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	（市町村課等）	二五
○みやぎ鎮魂の日を定める条例	（消防課）	二五
○統計調査条例の一部を改正する条例	（統計課）	一六
○環境創造基金条例の一部を改正する条例	（環境政策課）	一七
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	（食と暮らしの安全推進課等）	一七
○医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（医療整備課）	一八
○被災地域看護職員確保対策学資金貸付条例	（同）	一八

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（長寿社会政策課）	一九
○介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（同）	一九
○新型インフルエンザ等対策本部条例	（疾病・感染症対策室）	二〇
○障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	二〇
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（同）	二〇
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	（同）	二〇
○在宅心身障害者保養施設条例の一部を改正する条例	（同）	二二
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（雇用対策課）	二二
○建設業審議会条例を廃止する条例	（事業管理課）	二二
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	（道路課）	二二
○みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会条例を廃止する条例	（同）	二二
○県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例を廃止する条例	（同）	二二
○仙塩広域都市計画事業仙台台港背後地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	二二

## 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、九九一人」を「五、二九一人」に改め、同項第五号中「四八七人」を「四九六人」に改め、同項第九号中「四、五〇四人」を「四、四〇九人」に、「三、九六五人」を「三、八七〇人」に改め、同項第十号中「一九、二八〇人」を「一九、二三四人」に改め、同条第三項中「二一九人」を「二二八人」に、「二七六人」を「二七二人」に、「一四八人」を「一、一八九人」に、「一、一八八人」を「一、一五八人」に、「一、二三四人」を「一、一九三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

特別支援教育将来構想審議会条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

特別支援教育将来構想審議会条例

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項を調査審議するため、宮城県特別支援教育将来構想審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県特別支援教育将来構想審議会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
---------------------	---------	--------	----

文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

文化財保護審議会条例(昭和五十年宮城県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」といふ。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、六人以内とし、会長が指名する。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び部会委員の互選によつて定める。

6 第四条の規定は部会委員について、前二条(第五条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県文化財保護審議会の委員の項中「委員」の下に「及び部会委員」を加える。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)(第二条の知事等の給与の月額を、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)(に係るもの)に限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額(以下この条において「基礎額」という。)(から、知事にあつては基礎額に百分の五、副知事にあつては基礎額に百分の四、公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料の月額は、特例期間に係るもの限り、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第四十四号)(第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する月額(以下この条において「基礎額」という。)(から基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)(第九条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、特例期間に係るもの)に限り、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額(以下この条において「基礎額」という。)(から基礎額に規則で定める区分に応じ、百分の五、百分の四又は百分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の

端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「地域手当」の下に、「通勤手当」を加える。

第五条第三項中「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の四十五」を「百分の四十二」に、「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の二十」を「百分の十九」に改める。

(県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三項中「地域手当」の下に、「通勤手当」を加える。

第四条第一項中「三割」を「百分の二十八」に改め、同条第三項中「五割」を「百分の五十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第五条の規定及び第一条の規定による改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前

の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

職員に給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「には」の下に「、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「額」を「額、以下「差額相当額」という。)から当該差額相当額の三分の一に相当する額(その額が一万円を超える場合)については、一万円)を減じた額を、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、給料月額額のほか、差額相当額から当該差額相当額の三分の二に相当する額(その額が一万円を超える場合)については、一万円)を減じた額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

附則第二十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、

その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年宮城県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年宮城県条例第四号)附則第三項若しくは附則第四項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」「(同条例附則第三項又は附則第四項の規定に該当する退職をした者)については、二十五年未満」及び「、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第三十三号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第三十三号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第三十三号附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年宮城県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新条例第一条の四」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したもの)であつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は







(イ) 額に応じ、その積算に定める額に  
 (ロ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ハ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ニ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ホ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ヘ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ト) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (チ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (リ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ヌ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ル) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (レ) 額に応じて、その積算に定める額に

5  
 (イ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ロ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ハ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ニ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ホ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ヘ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ト) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (チ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (リ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ヌ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (ル) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (レ) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (1) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (2) 額に応じて、その積算に定める額に  
 (3) 額に応じて、その積算に定める額に









を提出する場合にあっては、六万三千五百円(一)は、一万五千メートルを超え、二万五千メートル以内のもの三十九万五千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、八万円)を超過するもの四十五万円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、十万円)を超過するもの(二)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三百平方メートル以内のもの 十二万円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、五万円)

ロ 三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 十九万二千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、一万三千五百円)

ハ 二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 二十七万三千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、四万円)

ニ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 三十三万五千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、六万三千五百円)

ホ 一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの 三十九万五千円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、八万円)

ヘ 二万五千平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 四十五万円(認定基準適合証明書提出する場合にあっては、十万円)

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

○宮城県条例第十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中、「同年度の」の下に、「入学、」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表一の項中、「九千三百円」を、「八千六百円」に、「七千四百円」を、「六千八百円」に、「遊技機がない」を、「遊技機(以下、「未認定遊技機」という。)がない」に、

「  
イ 三月以内の期間を限って営  
む営業 一万六千円  
その他の営業 二万七千円  
」を  
「  
イ 三月以内の期間を限って営  
む営業 一万五千円  
その他の営業 二万五千円  
」に、「風適法

第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある」を、「未認定遊技機がある」に、「風適法第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(同条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を、「二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下、「特定未認定遊技機」という。)がある場合)にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額」を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機」に、「二千七百円」を、「八千円」に、

「  
イ 三月以内の期間を限って営  
む営業 一万五千円  
その他の営業 二万七千円  
」を  
「  
イ 三月以内の期間を限って営  
む営業 一万四千円  
その他の営業 二万四千円  
」に改め、同表

九の項中(当該認定の申請をする者が同時に他の風適法第二十条第二項の規定に基づく認定の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請にあっては、それぞれ次に定める額から二千七百円を減じた額)を削り、「遊技機 二千七百円」を、「遊技機 二千二百円(当該認定の申請をする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の遊技機(以下この項において、「他の遊技機」という。)にあっては、零円)」に、「二千七百二十円」を、「四千三百四十円(他の遊技機にあっては、四十円)」

に改め、の遊技機以外の遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額」の下に「(他の遊技機にあつては、それぞれ次に定める額から八千円を減じた額)を加え、三万七千七百円を、三万五千円」に、「八千二百円」を、「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を、「二万九千円」に、「五千九百円」を、「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を、「五万九千円」に、「一万四千七百円」を、「二万三千円」に、「三万七千円」を、「三万五千円」に、「一万八千円」を、「一万九千円」に、「三千六百八十円」を、「一万二千六百円」に改め、同表十の項中、「六千三百円」を、「三千九百円」に、「一万八千円」を、「六千三百円」に、「百五十三万円」を、「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を、「四十三万八千円」に、「百十四万円」を、「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を、「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を、「百六十二万二千円」に、「三十九万九千円」を、「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を、「百十四万八千円」に、「三十四万八千円」を、「四十八万二千円」に改め、同表十一の項中、「他の遊技機試験の申請をする場合における当該他の遊技機試験の申請」を、「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機」に、「二千三百円」を、「一万四千三百円」に、

「(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万二千三百円」を「(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 四万三千三百円」に、

「(2) (1)に掲げるもの以外のもの 八千円」を「(2) (1)に掲げるもの以外のもの 二万三千円」に、

「(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 二万五千三百円」を「(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 三万六千三百円」に、

「(2) (1)に掲げるもの以外のもの 八千円」を「(2) (1)に掲げるもの以外のもの 二万三千円」に、

「(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの 二万五千三百円」を、「六万二千三百円」を、「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を、「三万三百円」に、「三万三千三百円」を、「四万二千三百円」に、「一万八千円」を、「二万六千三百円」に、「二万五千三百円」を、「三万六千三百円」に、「三千三百円」を、「一万九千円」に改め、同表十二の項中、「百五十二万四千二百円」を、「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を、「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を、「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を、「三十四万五千円」に、「百八十一万二千円」を、「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を、「四十八万六千円」に、「百八十七万七千二百円」を、「百五十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を、「四十八万九千円」に、「百八十八万六千二百円」を、「百五十四万四千円」に、「三十四万二千二百円」を、「四十八万八千円」に改め、同表十三の項中、「風適法第二十條第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 三千

四百円」を、「未認定遊技機がない場合 二千四百円」に、「同項の認定を受けた遊技機以外の遊技機」を、「に未認定遊技機」に、「三千四百円」に、同項の認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(同条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)を、「五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)に、「二千七百円」を、「八千円」に改める。

附則  
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

核燃料税条例の一部を改正する条例

核燃料税条例(平成二十四年宮城県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九條第一項」を、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)以下、原子炉等規制法」という。(第四十三條の三の十一第一項に改め、同項第二号中「電気事業法第五十四條」を、「原子炉等規制法第四十三條の三の十五第一項」に改める。

附則第五項中、「平成二十四年法律第四十七号」及び、「同法附則第四十一條の規定に限る。」を削り、「第三條第二項第二号」を、「第三條第二項第一号及び第二号」に、「同号中、第五十四條」とあるのは、「」を、「同項第一号中、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)以下、原子炉等規制法」という。(第四十三條の三の十一第一項とあるのは、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九條第一項」と、同項第二号中、原子炉等規制法第四十三條の三の十五第一項とあるのは、「電気事業法」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

(経過措置)

3 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十四條第一項の規定による検査が開始され、同日以後引き続き当該検査が行われている場合における当該検査については、原子炉等規制法第四十三條の三の十五第一項の規定による検査とみなして、第三條第二項第二号の規定を適用す

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第五条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の二条を加える。

（本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務）

第五条 法第三十条の八第二項の条例で定める知事以外の県の執行機関（以下単に「知事以外の県の

執行機関」という。）及び条例で定める事務は、別表第三のとおりとする。

（知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第六条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による本人確認情報の知事以外の県の執行機関への

提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事

以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

別表第一に次のように加える。

別表第一に次のように加える。

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）第二十三条の表三十四の二の項の下欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による事務のうち法別表第五第一号に掲げるもの
--	---

別表第二中第十九号を第二十九号とし、第十八号を第二十八号とし、第十七号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 医学生修学資金等貸付条例（平成十七年宮城県条例第五十三号）による修学資金等の貸付に係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第十六号を第二十五号とし、第十二号から第十五号までを九号ずつ繰り下げ、第十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）及び被災地域看護職員確保対

策修学資金貸付条例（平成二十五年宮城県条例第二十三号）による修学資金の貸付に係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第十号を第十八号とし、第九号を第十七号とし、第八号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）及び特定公共賃貸住宅条例（平成七年宮城県条例第四十七号）による家賃、駐車場の使用料又は過料の徴収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第七号を第十四号とし、第六号を第十三号とし、第五号を第十二号とし、第四号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）及びがん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）によるがん患者の状況の把握に関する事務であつて別に規則で定めるもの

六 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）による事業の開始の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務であつて別に規則で定めるもの

七 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の過誤払による返還金に係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

八 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付に係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第一号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）による書類の写しの提出に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による費用の徴収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

二 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）による肥料の登録並びに登録事項の変更の届出、事業又は販売業務の開始の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二の次に次の一表を加える。  
別表第三（第五条関係）

提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務
-------------------	----

教育委員会

<p>県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）による授業料、受講料及び寄宿舎料の徴収に関する事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和四十九年宮城県条例第四十八号）による修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの</p>
---	---	--

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十四の九の項中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の章名を付する。

第一章 総則

第十三条第一項中、「特定相談支援事業」の下に、「以下、「相談支援事業」という。」を加え、同条第二項中、「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」を、「相談支援事業」に改める。

第二十一条中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第四十三条第一項第三号中、「概ね」を、「おおむね」に改める。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第七条第二項中、「あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設認定規則」を、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」に、「及びきゆう師」を、「又はきゆう師」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「及びきゆう師」を、「又はきゆう師」に改める。

第七条第二号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

みやぎ鎮魂の日を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

みやぎ鎮魂の日を定める条例

（趣旨）

第一条 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、及び東日本大震災からの復興を誓つて、みやぎ鎮魂の日を設け

る。

( みやぎ鎮魂の日 )

第二条 みやぎ鎮魂の日は、三月十一日とする。

( 県の取組 )

第三条 県は、みやぎ鎮魂の日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村その他の団体が行うみやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組について、広く県民に周知を図るなど、必要な協力を行うものとする。

( 県民の取組 )

第四条 県民は、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

統計調査条例の一部を改正する条例

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中、「いつ」の下に、「。以下同じ」を加える。

第九条中、「いつ」の下に、「。以下同じ」を加え、同条第一号中「統計的研究」の下に、「(以下「統計の作成等」といふ)」を加える。

第十条の前の見出しを削り、同条及び第十一条を次のように改める。

( 調査票情報の提供 )

第十条 知事等は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

( 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理 )

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

第十二条を第十七条とし、第十一条の次に次の五条を加える。

( 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等 )

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人等の秘密を漏らしてはならない。

一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の申告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する申告として、個人又は法人等の情報を取得した者

二 前条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人等の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。  
第十四条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条に規定する県基幹統計調査の申告を命ぜられた者の申告を妨げた者

二 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、県基幹統計調査の申告を拒み、又は虚偽の申告をした者

二 第六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問



に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境創造基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

環境創造基金条例の一部を改正する条例

環境創造基金条例(平成二十三年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 第五条の事業の実施に伴う収入の額に相当する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

(食品衛生取締条例の一部改正)

第一条 食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第二条 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第三条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。  
(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第五条 興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第七条 理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第八条 美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第十条 クリーニング業法施行条例(平成十四年宮城県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第十一条 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(薬事法施行条例の一部改正)

第十二条 薬事法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第十三条 毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第十四条 覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第十六条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

医療施設耐震化臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により甚大な被害を受けた地域(以下「被災地域」という。)の医療機関において将来看護職員として業務に従事しようとする看護学生に対し修学資金を貸し付けることにより、当該医療機関に看護職員を早急に確保し、もって被災地域における適切な医療を提供する体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

2 この条例において、「看護学生」とは、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十九条から第二十二条までの規定により文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した看護職員を養成する大学、学校若しくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者又は同法第十条に規定する保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍に登録された者で、看護の専門的知識を修得するため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院(以下「大学院」という。)の看護に関する修士課程(以下「修士課程」という。)(若しくは大学院の看護に関する博士課程(以下「博士課程」という。)(に在学するものをいう。)

(貸付対象者)

第三条 知事は、次の各号のいずれにも該当する看護学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

- 一 被災地域の医療機関のうち看護職員の早急な確保が特に必要なものとして規則で定めるもの(以下「特定医療機関」という。)において、将来看護職員の業務(以下「業務」という。)に従事しようとする者
- 二 この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に養成施設を卒業し、又は修士課程若しくは博士課程を修了することが見込まれる者(修士課程を修了することが見込まれる者にあつては、引き続き博士課程において修学しようとする者で同日までの間に博士課程を修了することが見込まれない者を除く。)
- 三 看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号)に基づき修学資金の貸付けを受けていない者

(償還の免除)



改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、宮城県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 宮城県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 宮城県新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐する。

3 宮城県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に依り、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に、部長を置き、部に属する本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

在宅心身障害者保養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

在宅心身障害者保養施設条例の一部を改正する条例

在宅心身障害者保養施設条例(平成十七年宮城県条例第一百七号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「緊急一時保護」を「緊急一時保護等」に改める。  
第三条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一

号を加える。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。(第五条第八項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に関するこ

と。

第八条に次の一項を加える。

2 法第十九条第一項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が、保養施設から短期入所による障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を受けたときは、使用料として、次に掲げる額の合計額を徴収する。

一 障害福祉サービスに通常要する費用(食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)

につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用

の額)

二 食事の提供又は滞中に要する費用で規則で定める額

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建設業審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

建設業審議会条例を廃止する条例

建設業審議会条例(昭和三十九年宮城県条例第四十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県建設業審議会の委員の項を削る。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

○宮城県条例第三十三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
別表道路法施行令第七条第一号に掲げる物件の項中、「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

道路法施行令第七条第一号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇	八二〇
道路法施行令第七条第三号に掲げる施設	同	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

別表道路法施行令第七条第二号に掲げる工費用施設及び同条第三号に掲げる工費用材料の項中、「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に改め、同表道路法施行令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表道路法施行令第七条第六号に掲げる施設の項中、「第七条第六号」を「第七条第八号」に改め、同表道路法施行令第七条第七号に掲げる施設の項中、「第七条第七号」を「第七条第九号」に改め、同表道路法施行令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中、「第七条第八号」を「第七条第十号」に改め、同表道路法施行令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物の項中、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改め、同表道路法施行令第七条第十号に掲げる器具の項中、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改め、同表道路法施行令第七条第十一号に掲げる施設の項中、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表備考第七号中、「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会条例を廃止する条例

みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会条例（平成十七年宮城県条例第八十三号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。  
（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。  
別表みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会の委員の項を削る。

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例を廃止する条例

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例（平成二十三年宮城県条例第四十一号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。  
（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。  
別表県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会の委員の項を削る。

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例（平成二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び同字明神西」を、「同字明神西、同区町前一丁目及び同区宮内一丁目」に改め、同条第二号中「多賀城市」の下に「中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の各全部並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。